

岡山で活動されるみなさまへ

(2017年度)

福祉助成金 応募団体 募集のご案内

岡山県における社会福祉の向上を願い、

2017年4月、新たに一般財団法人 橋本財団を設立しました。

身体的・社会的に援助が必要な方への

支援を行う諸活動に対して助成活動を行います。

強い意志を持って継続的に活動を行う団体の応募をお待ちしております。

身体的・
精神的な障がいがある方への
支援事業

子どもの
健全育成のための
支援事業

DVや虐待など、
緊急保護が
必要な方への
支援事業

その他、
社会福祉に
関する事業

(助成金額)

1件あたり **50万円～500万円**

※助成金額は選考委員会で計画等提出資料を審査、精査のうえ、決定します。

(募集期間)

2017年10月2日[月]～12月28日[木]

※当日消印有効

詳細は、橋本財団ホームページにてご確認ください。

※申請書も当財団ホームページにてダウンロードいただけます。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>

(助成対象)

岡山県内において、身体的・社会的に援助が必要な方への支援活動や研究活動等を行うボランティア団体やNPO法人等の非営利の団体で、その成果が公益のために貢献するもの。具体的には、上記の事業を対象とします。

一般財団法人 橋本財団 2017年度 福祉助成金募集要項

1.助成の趣旨

岡山県における社会福祉の向上を願い、身体的・社会的に援助が必要な方への支援を行う諸活動に対して助成を行います。特に、顕在化していない問題への取り組みや、公的支援の狭間などで困難な状況にある方への支援など、強い意志を持って継続的に活動を行う団体の応募をお待ちしております。

2.助成対象

岡山県内において、身体的・社会的に援助が必要な方への支援活動や研究活動等を行うボランティア団体やNPO法人等の非営利の団体で、その成果が公益のために貢献するもの。

具体的には、次の事業を対象とします。(なお、1団体につき1件の申請に限ります。団体の場合、法人格の有無は問いません。)

- ① 身体的・精神的な障がいがある方への支援事業
- ② 子どもの健全育成のための支援事業
- ③ DVや虐待など、緊急保護が必要な方への支援事業
- ④ その他、社会福祉に関する事業

3.助成の対象となる事業期間

原則、当財団の1事業年度単位(4月1日～翌年3月31日までの1年間)とし、長期にわたる事業の場合、3年程度を目途に複数年助成を行う場合があります。複数年助成の場合、2年目以降は中間報告書の提出を求め、改めて事業内容の確認・審査を行います。(なお、申請書については、単年度でご記入ください。事業の性質上、複数年での継続支援が必要な場合は事前にご相談ください。)

4.助成の対象としない事業

営利を目的とし、あるいはその結果が直接営利に結びつくような事業は対象外となります。

5.助成対象経費について

対象経費についての定めはありません。人件費も可能ですが、根拠を明確にしてください。

6.助成金額

1件あたり、50万円から500万円を予定しております。助成金額は選考委員会で計画等提出資料を審査、精査のうえ、決定します。

7.応募方法および提出書類

当財団所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、事務局宛てに提出してください。なお、申請書は、当財団ホームページからもダウンロードできます。

▶ 提出書類 (以下、各1部ずつご提出ください。)

- ①当財団所定の助成申請書 ②会則または規約 ③役員名簿(役員規程がない場合は会員名簿) ④2016年度の事業報告書及び決算報告書 ⑤2017年度の事業計画書及び収支予算書 ⑥団体等の日頃の活動状況が分かる資料(パンフレット、機関紙などあれば)

【送付先】

〒700-0971

岡山市北区野田3丁目1-18 安田ビル 6F

一般財団法人 橋本財団 助成事業担当

TEL (086) 242-0500

なお、申請書類の送付は郵送または宅配便でお願いします。当財団への直接持参や電子メール及びFAXによる申込は受付致しません。

8.応募期間

2017年10月2日(月)～12月28日(木) (当日消印有効)

9.選考方法及び結果の通知と公表

選考は、選考委員会によって行い、2018年2月下旬に採否を決定します。選考にあたっては、必要に応じヒアリングや選考委員会への出席、助成希望事業のプレゼンテーションをお願いする場合があります。助成決定先の発表は、当財団のホームページに掲載を予定しております。助成先名、助成案件及び助成金額を公表しますので、この点をご了解の上、お申し込み下さい。なお、審査の経過や採否の理由に関するお問い合わせには一切応じることはできませんのでご了承ください。

10.助成金交付

2018年4月以降、所定の手続きを経て、助成金を交付します。

11.注意事項

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けません。
- (2) 助成決定後、助成案件に関して以下の事実が判明したときは、助成を取り消し、助成金の交付を取り止めます。既に助成金を交付済の場合は助成金全額を速やかに返還いただきます。
 - ・申請内容に虚偽があることが判明したとき
 - ・助成決定以前に着手または実施していたとき
- (3) 選考上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがありますので、予めご承知置き下さい。物品等の購入や設備工事について、事業案件自体の変質に繋がる助成決定後の内容変更は、認めておりません。
- (4) 申込書等に記載されている個人情報、本事業の選考に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。
- (5) 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- (6) 選考結果に関わるお問い合わせには、応じられません。

一般財団法人 橋本財団

(英文名: Hashimoto Foundation Inc.)

代 表 者 理事長 橋本俊明

設 立 2017年4月3日

所 在 地 〒700-0971 岡山県岡山市北区野田3-1-18

電話番号 086-242-0500

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>